

令和3年 春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日(火)～4月15日(木) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(土)

実施要綱

運動の
目的

広く県民に交通安全思想と正しい交通ルール・マナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

運動重点

- ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

スローガン

年間スローガン 自転車も 止まってよく見て 交差点
サブスローガン 自転車と いつもいっしょに ヘルメット

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点 ①

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

【子供は】

- 道路を横断するときは左右の安全確認を行い、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。また、道路では遊ばない。
- 信号待ちをするときは、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所で待つ。また、信号が青に変わっても直ぐに横断せず、周囲の安全を確認し、車の動きに注意しながら横断する。

【高齢者は】

- 加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解するとともに、交通安全教育を積極的に受講する。
- 道路を横断するときは信号機や横断歩道のある場所を横断し、左右の安全を確認しながら横断する。

【一般歩行者は】

- 横断歩道を渡ることや信号機に従うことなど、基本的な交通ルールを守る。
- 道路を横断する際は、運転者に対し、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する。
- 夕暮れ時や夜間は「車から見にくい」ことを意識し、外出時は反射材や明るく目立つ色の服等を着用する。

【保育所・幼稚園・学校等では】

- 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- P T A等と協力して、通学路等における安全指導、保護誘導活動及び通学路の安全点検を実施する。

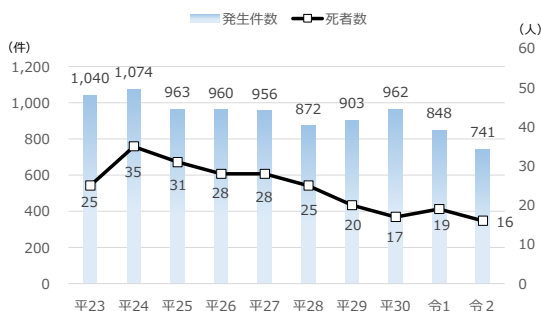
【家庭・地域では】

- 子供や高齢者が出掛けるときは、自動車等に注意するよう「声かけ」を行う。

【職場では】

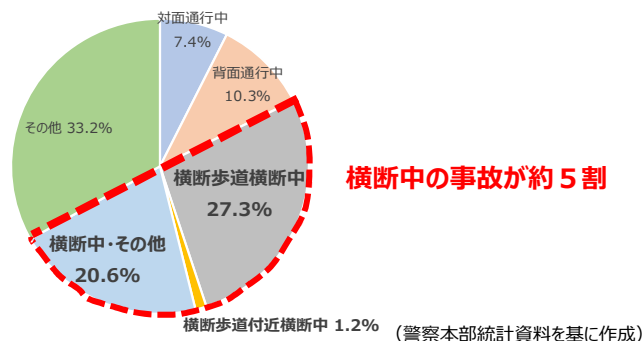
- 朝礼等を通じて子供や高齢者の行動特性を理解させ、危険行動を予測した安全運転について指導する。

〈歩行者が関係する交通人身交通事故の推移〉



(出典：群馬の交通事故統計)

〈令和2年の人対車両の交通人身事故の類型〉



横断中の事故が約5割

(警察本部統計資料を基に作成)

運動重点② 自転車の安全利用の推進

【利用者は】

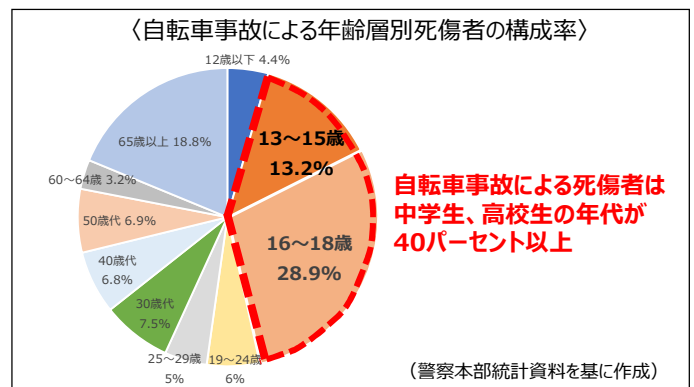
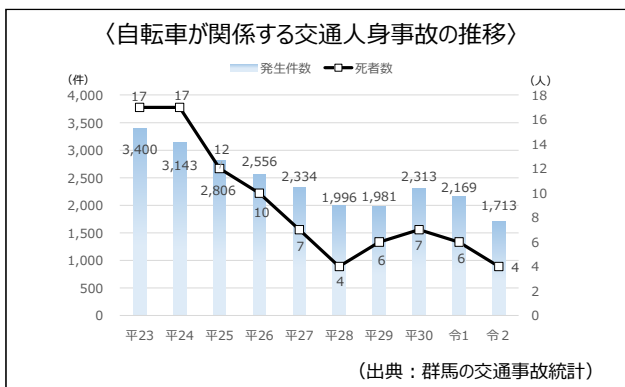
- 群馬県交通安全条例の一部改正に基づき、自転車保険に加入するとともに、乗車用ヘルメットの着用に努める。
- 自転車は車両であること再認識し、自転車の交通ルール（信号に従うこと、一時停止標識に従い停止すること、原則車道の左側を通行すること、夜間は前照灯を点灯することなど）を守って運転する。
- 自転車の安全を確保するために定期的な点検整備を行う。

【家庭・学校では】

- 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの遵守を徹底する。
- 13歳未満の子供を自転車に乗せるときは、自転車用ヘルメットを着用させる。
- 幼児を幼児用座席に乗せさせるときは、シートベルトを着用させる。
- 乗車用ヘルメットの必要性和安全性についての理解を促すための指導や教育を行う。
- 群馬県交通安全条例の一部改正に基づき、通学に自転車を利用している児童・生徒に対し、自転車保険加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険に関する情報を提供するように努める。

【自転車販売店は】

- 群馬県交通安全条例の一部改正に基づき、自転車購入者に対し、自転車保険加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険に関する情報を提供するように努める。



運動重点③ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

【一般運転者は】

- 交通ルールの遵守と歩行者や車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努める。
- 横断歩道等においては、歩行者等の優先を徹底する。
- 横断歩道等で歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、直前で停止可能な速度で進行する。
- 運転中のスマートフォン等使用の危険性を認識し、ながら運転は絶対にしない。
- 運転者は、自身はもちろんのこと後部席を含めた同乗者にシートベルトを着用させる。また、幼児・児童を同乗させるときは、子供の発育に応じたチャイルドシートやジュニアシートを正しく使用する。
- 交通事故やあおり運転に遭った場合に備えて、ドライブレコーダーの設置に努める。
- 歩行者や自転車を早期に発見できるよう早めにライトを点灯するとともに、対向車等に配慮しながらこまめにライトの上向き、下向きを切り替える。

【高齢運転者・同乗者は】

- 交通安全教室に積極的に参加するとともに、運転適性検査や高齢者講習などで現在の運転技能を確認し、技能に応じた運転を心がける。
- セーフティサポートカーS（略称：サポカーS）の体験乗車を取り入れた交通安全教室に参加するなど、サポカーSの安全性を理解する。
- 短い距離の運転でも、シートベルトを必ず着用する。
- 身体機能の低下等により、運転に不安を感じた場合は、安全運転相談ダイヤル（#8080）で相談するほか、運転を継続しない場合は、運転免許証の自主返納を検討する。

【職場・学校・家庭・地域では】

- 飲酒運転やいわゆる「あおり運転」等を絶対に許さない環境づくりを促進する。
- 車で出かける家族に、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートを着用するよう声をかける。

主唱 群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会（事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室）